

まざまな非課税あるいは低税率等の税制措置がある。世界各地にあり、欧州諸国以外では香港、シンガポール、モリシャスなどである。

- 2 【税源浸食と利益移転】(Base Erosion and Profit Shifting: BEPS) 『多国籍企業等がグループ関連者間における国際取引により、その所得を高課税の法的管轄から無税または低課税の法的管轄に移転させることで国際的に二重非課税を生じさせる』ことを指す。
- 3 【FINSACFIUS】 FINSACFIUS法、CFIUSについては本誌108号『中国企業の対米投資と国家安全保障』を参照。ドイツ企業のKUKA、AIXTRON等の買収における米国の国家安全保障の審査についても同様。CFIUSは買収を阻止する権限をもたず契約条件の修正を勧告する、大統領に買収を却下するよう勧告するのが役割に留まる。

参考資料等

- 1 『世界主要国の直接投資統計集—2017年版』(国際貿易投資研究所)
- 2 『オフショア事業・投資拠点とオフショア・タックスヘイブンとの間に介在する「導管国(a conduit country)」をめぐる国際課税』(本庄資：税大ジャーナル2011.11)
- 3 OECD: BEPSサイト
(<http://www.oecd.org/tax/beps/beps-action.htm>)
- 4 MERICS “Made in China 2025”
<https://www.merics.org/>